

広島県告示第六百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
向田地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	倉橋町		小迫	七二九五番三	標柱一号
				七三四七番一	標柱二号
				七三三八番一	標柱三号
				七三四四番三	標柱四号
				七三四四番一	標柱五号
				七三三四番一	標柱六号
				七三二六	標柱七号
				七三二二	標柱八号
				七三二四	標柱九号及び一〇号
				七二八九番二	標柱十一号